担当:ぱんこ

「社会保障と新自由主義」 他 (1979年3月7日)

ミシェル・フーコー講義集成 < 8 > 「生政治の誕生」(コレージュ・ド・フランス講義 1978-79) ミシェル・フーコー著 慎改康之訳 筑摩書房(2008 年)

- ドイツ的形態の新自由主義について言及した理由(p.229-)
 - i. 方法上の理由 (p.230, l.2)
 - 権力関係の分析に対してどのような具体的な内容を与えることができるのか を検討してみたいと考えた
 - 権力という用語は、全面的に分析すべき諸関係の一つの[領域]を指し示すの み
 - 統治性と呼ぼうとしたもの、つまり人間の行いを統率するやり方は、権力の そうした諸関係を分析するために提案した分析格子に他なりません
 - 1) 統治性の観念を試用してみること
 - 2) この統治性という格子について、それが狂人や病人や飛行者や子供の行いを 統率するやり方を分析するために有効であると想定できるのはどうしてなの か、また、それが例えば経済政策や社会体の運用など全く異なる規模を持つ 現状を扱う時にもやはり効力を持ちうるのはどうしてなのかを検討すること
 - M.F がやりたかったこと ……ミクロ権力の分析、あるいは統治性の手続きの分析が、定義上一定の規模を持つ特定の領域に制限されるようなものではなく、その大きさに関わらずあらゆる規模に対して有効でありうるような一つの視点、一つの読解方法とみなされるべきであるということが、どこまで認められるのかを検討すること
 - = ミクロ権力の分析は、規模の問題ではなく視点の問題であるということ
 - ii. 批判的道徳感 (p.230, l.18)
 - 極めて数多くの地平から出発して問題化されているもの=国家
 - 国家批判のテーマ系全体に見出される2つの重要な要素
 - 1) 国家は市民社会という自らの対象でありかつ標的であるものとの関係において際限のない拡大の力を持つという考え方
 - 2) さまざまに異なる国家形態のあいだには、近縁的関係、発生上の連 続性や進化上の関わりのようなものがあるという考え方
 - こうした批判はインフレ傾向にあるが、それはなぜか
 - 1) こうしたテーマ系によって、諸分析間の互換性が絶えず加速的に増大させられている。諸分析間の互換性が増大し、それらの種別性が喪失するという意味におけるインフレーション

- 2) 国家批判によって、最悪のものによる一般的な価値剥奪のようなものが可能になる。(p.232.1.10)
- 3) これらの分析によって現実及び現在に関わる代価を支払わずに済ますことが可能となる。国家の幻想的様相のような何かを見出す。現在性の省略。
- ここでは、そのような国家嫌悪が、現実にはどこからやってきたものである のかを知ろうという試みがなされていない
- この批判は、当時(1930年から1945年)定式化されつつあった新自由主 義的選択の内部にはっきりと局在化されていた
 - =一般的にいって社会主義を批判することが問題となっていた時代
- こうした雰囲気の中で……ドイツの新自由主義学派の中に、<u>2つの重要な要</u>素が見出される
- この現代的で新鮮に思われる<u>2つの重要な要素</u>が実は早い時期に現れたのだという2つの証拠
 - 1) レプケのベヴァリッジ計画に対する批判(1943)
 - 2) ハイエクのイギリス戦後計画に対する反発(1943) 統制経済の実践、その計画化の技術、その社会主義的選択を備える ドイツは、実はナチズムを生み出したドイツである
- インフレする国家批判に対し M.F が提案するテーゼ(p.235, l.13-)
 - i. 福祉国家や厚生国家は、全体主義国家、つまりナチス国家、ファシ ズム国家、スターリン主義国家と同じ形態を持っていないのはもち ろんのこと、同じ根元や同じ起源を持っていない、というテーゼ
 - ii. 全体主義国家と呼ばれるような国家を特徴づけるのは、決して、国家のメカニズムの内発的な強化と拡張ではない、というテーゼ = すなわち、全体主義国家は、決して国家を増強したものではなく、逆に、国家の自律性、その種別性、それに固有の機能を制限し、弱体化させ、従属的にしたものであるということ
 - 全体主義国家の原理は、国家的ならざる統治性の側、政党 の統治性と呼びうるようなものの中に探されなければなり ません
 - 19世紀末にヨーロッパに出現した非常に新しい政党の統治性=全体主義体制のような何か、ナチズムのような何か、ファシズムのような何か、スターリン主義のような何かの歴史的起源
 - iii. 現在我々の現実の中で問題となっていること、それは、国家と国家 理性の拡大よりもはるかに、その減退であるということ = 20 世紀の社会の中に現れる2つの減退の形態
 - ① 政党の統治性の増大による国家統治性の減退
 - ② 自由主義的統治性を探究しようとしている我々の体制のような諸体制において確認することのできる形態の減退

- 国家にとって外発的なものとしてのファッショ化のプロセス、むしろ遥かに国家の減退及び解体に属するものとしてのファッショ化のプロセスが、国家に帰属している、と思い違いしてはいけない
- 伝播するドイツ的モデル、問題となっているドイツ的モデル、我々の現在性の一部をなし、それを構造化して、その現実的断片のもとでそうした現在性の輪郭を描き出しているドイツ的モデルとは、新自由主義的統治性の可能性のことです
- ドイツ的モデルの伝播——フランス (p.237, l.19)3つのやり方でなされた
 - i. 強固に国家化され、強固に統制経済的で、強固に行政的であるような統治性から 出発しつつ、そこに含意されるあらゆる問題を伴ってなされたということ
 - ii. ドイツ新自由主義モデルをフランスに導入しようという試みは、最初は比較的限られたものであったとはいえ今は重大なものとなっている経済危機という状況の中で行われるということ、そしてこの経済危機が、ドイツ的モデルの導入と活用の動機、口実、理由を構成すると同時に、それに対するブレーキも構成しているということ
 - iii. ドイツ的モデルを伝播し活用する役目を引き受けるのが、国家の運営者であり、 危機という状況の中で国家を運営しなければならない人々であるということ
- ドイツ的モデルの伝播——アメリカ(p.238, l.11) アメリカにおいて、ドイツ的モデルの伝播は全く異なる様相を呈する
 - i. 本当にドイツ的モデルの伝播などという言い方ができるのかという問題
 - 自由主義、自由主義の伝統、自由主義政策の絶え間ない刷新はアメリカにおいて恒常的に見られたものであり、必ずしもドイツ的モデルの伝播ではないように見える
 - ii. ドイツ的モデルがやはり危機という状況の中で発達すること
 - しかし、経済的な危機であるとはいえ、フランスのものとは全く別の形態を 持ち、深刻さにおいてフランスよりもはるかに劣る
 - 政治的危機の内部において発達した
 - iii. 新自由主義的統治性が、フランスの場合にようにいわば統治に関わる人々とその 助言者たちによるほとんど独占的な所有物であるどころか、少なくとも部分的に は一種の大いなる経済的代替案として提示されるということ
- フランスにおける新自由主義の導入の背景 (p.240, l.14) ここ数年の間にドイツ的モデルの導入と活用をせき立てることになった経済的背景のようなものについていくつかの指摘
 - o 1930 年代の大恐慌以降に、いかなる統治にとっても明らかなこと

- →統治が必ず考慮に入れなければならないのは、完全雇用、価格の安定、国際収 支の均衡、国民総生産の増大、所得と富の再分配、社会財の供給といった経済的 諸要素である
- o ドイツの新自由主義は、価格の安定と国際収支の均衡を第一目標としていた
- 1945 年、イギリス及びフランスでは、逆に、価格の安定ではなく完全雇用を、 国際収支の均衡ではなく社会財の供給を第一目標としていた
- o フランスにおいて、1970年から 1975年にかけて、いずれも今(1979)終えようとしている 10年間のうちに、新自由主義的経済への包括的移行の問題が提起される
- o この口実は、当時起こった危機
 - =1973以前のプレ危機、1969以来の失業の恒常的増大、国際収支の貸越額の減少、拡大するインフレーション
 - =1973 石油危機、エネルギー価格の高騰;エネルギー価格が市場価格に追いつこうとする傾向
- 自由主義を選択すること。フランス経済を、国内、ヨーロッパ、世界の市場経済 に全面的かつ無限定に統合すること。こうした選択こそが、それに先立つ期間に 統制経済のいくつかの目標や技術などによって生じた投資選択の誤りを修正しう る唯一のやり方として、第一に出現した
- o 一方では投資の誤りを修正するために、他方ではフランス経済を市場の中に全面 的に組み込むこと
- フランスの社会政策から見るドイツ的モデルの導入(p.243, l.18)フランス解放直後に規定されていた社会政策は2つの問題と1つのモデルのもとに置かれていた

< 2 つ問題>

- i. 最重要の経済的かつ社会的目標としての完全雇用を維持すること
- ii. 経済成長政策によって必要となった平価切下げの影響を回避すること

<1つのモデル>

リスクに対する社会保障モデル=国民連帯モデル

なぜ起こったのかということも、どのような経済的カテゴリーに属しているのかということを尋ねず、いずれにしても、何らかの欠損、事故、不測の事態として一人の個人に起こることを、国民連帯の名において集団全体で引き受け直さなければならない、というモデル

- =個々人における不測の事態を集団全体で保障すべきであるという考え
- →社会政策として提示されるこのような政策は、同時に、経済政策となるのではないだろうか?という問いが提示される
 - その通り;この政策は経済的諸効果をもたらすし、そうした諸効果が求められている

- そうではない;経済に直接的効果をもたらさないし、経済のメカニズムは掻き乱 されない
 - 社会保障システムを提唱したラロック 社会保障制度は一人ひとりが「いかなる場合にも自分の生活と自分が扶養する人々の生活とを保障できる」ようにするための技術である =賃金から社会保障負担分を天引きするということだから、賃金生活者のためになるようにと賃金生活者以外の人に課されるものではない。そのため社会保障は経済に負担をかけない。

1976『フランス社会問題評論』

- i. 社会保障は多大な経済的影響を及ぼすものであり、その影響は、負担金の基礎 が規定されたやり方そのものに結びついている
 - 社会保障の影響は労働コストに応じて生じる
 - 労働がコストのかかるものとなって雇用の制限がもたらされる=失業の 増大
- ii. 市場を超えた影響も生じる
 - 実際には貧しい人々を犠牲にして裕福な人に利益をもたらすような現実 の所得幅が開かれることになった
 - 「社会保障は、経済的にはニュートラルなものにとどまらなければならない」 = オルド自由主義と同様の内容

1972 年財務相ジスカール・デスタン

経済にかかわる税と社会にかかわる税という互いに完全に区別される2つのタイプの税 に対応するような2つのシステムが必要であろう

=経済的なものと社会的なものの連結の解除が必要であるという考え

↓どうやって連結の解除をするのか

オルド自由主義、アメリカ新自由主義、フランス新自由主義に見出される一つの原則に 訴える

<原則>

- 経済は本質的に一つのゲームであるということ
- 経済は取引相手同十の間のゲームとして発達するということ
- そうした経済ゲームの諸規則を定義して実際にその諸規則が適用されることを保証するのが国家の本質的機能であるということ

<諸規則>

• 諸規則とは、経済ゲームが可能な限り活発となり、その結果それが可能な限りたくさんの人々にとって有益なものになるようにするものである必要がある

<無条件に追加される規則>

- 経済ゲームの参加者の一人が全て失い、それによってもはやゲームを続けることができなくなってしまうなどということがありえないようにしなければならない
- もともと経済ゲームに参加したいと望んだ者など誰もいないということ、したがって、そうしたゲームに参加したいとはっきり望んだことは決してないにも関わらずその内部に捉えられている者が誰一人としてそこから排除されないようにするのは、社会の役目であり、国家によって課された経済ゲームの規則の役目であるということです

負の所得税

誰かが全てを失うなどということが決して起こらない

- =負の所得税 →アメリカ新自由主義の考え
 - 最も裕福な人々は、自分自身の健康を自分で完全に保証できる
 - 老人や障害者のように、あるいは失業者のように、社会が適切とみなす消費の一定の閾にまで到達することのできない人々のカテゴリーがある
 →彼らのためにのみ、社会政策に特徴的なものとしての保証手当や庇護手当を割り当てなければならない
 - その結果、一定の所得レベルを下回る場合に不足分が支給される
 - これによって社会全体が健康や教育のようなサービスを社会の構成員一人ひとり に負うという考えを放棄できる
 - 貧しい人々とそれ以外の人々、生活保護を受けている人々とそうでない人々との あいだのアンバランスを再び導入することになるが、それは仕方のないことだ

より洗練されたやり方で行われる

- 人々が追加手当を一種の生活手段としてみなさないようにしなければならない
- この手当てによって、仕事を探すことをやめ、経済ゲームの中に再び組み込まれないようになる、などということがあってはならない
- 一連の変調や加減によって、負の所得税が個人に対して消費の一定の閾を越えることを保証しながらも、個人が労働したいと常に欲するようにするため、手当を受け取るよりむしろ労働することのほうが常に望ましいようにするために、十分なだけの動機づけないし十分な欲求不満が残るようにする
- i. 負の所得税という考えによって明白なやり方で目指されている行動、これは一体、何を緩和しようとするものなのか
 - 緩和しようとするのは貧困の諸効果のであり、諸効果のみ
 - 「貧困の原因」、つまり保障すべきもの、差し向けられるべきもの、それ は病であり、事故であり、労働への不適正であり、職を見つけることの 不可能性である
 - 援助が必要とされる理由に対して変容を加えようという試み

- 唯一の問題は、貧困の理由がいかなるものであるにせよ、彼が閾の上方 にいるのか下方にいるのかを知ること
- 唯一重要なのは、個人が一定のレベルから転落したということ
- ii. 社会主義政策の徴のもとに置かれうるようなもの全てを、絶対的に回避するため に一つのやり方
 - 社会主義政策→「相対的」貧困をめぐる政策
 - 負の所得税→「絶対的」貧困が唯一の問題
 - o 絶対的貧困
 - 1) 絶対的貧困はあらゆる社会にとって相対的 = 絶対的貧困の相対的な閾がある
 - 2) 貧者や貧困といったカテゴリーが再導入される;貧しい人々 とそうでない人々、援助を受ける人々とそうでない人々を分 割しようとする政策
- iii. 一般的保障を行うものであるということ、ただしそれを最下層に対して行い、社会のそれ以外の場所においては、ゲームの経済的メカニズム、競争のメカニズム、企業のメカニズムを作用させておくものであるということ
 - 閾の上方では、自分自身あるいは自分の家族のために、一人ひとりが一つの企業のようなものでなければならない
 - 一定の閾を下回る人々に対しては、最低限の保障のみ、すなわちいくつ かのリスクの解消のみが行われる
 - こうして、経済的最下層において絶えず可動的な人口があることになる = 不測の事態が生じて閾の下方に落下してしまった場合には援助が付与 され、逆に経済的必要が生じた場合、利用されるし利用可能な、絶えず 可動的な人口が得られる
- まとめ (p.255, l.6)
 - 完全雇用に重点を置かないような経済政策、完全雇用という目標とそのための本 質的道具としての任意主義的経済成長とを放棄することによってのみ一般的市場 経済の中に統合されうるような経済政策
 - o そこには、浮動人口の蓄えが含意されている
 - 農村人口がもはやその種の人手の永続的貯えを保証できない以上、そうした貯え を全く別の様態のもとで構成しなければなりません。その全く別の様態こそ、援 助を受ける人口という様態です
 - →その様態は自由主義であり、はるかに官僚主義的ならざるもの、規律主義的な らざるもの
 - →人々を労働させても得にならない場合は、人々を労働させないでおく可能性が 得られるということ。一定の閾における最低限度の生活の可能性が保証されてい るのみであるということ

→こうして新自由主義政策が機能できる

コメント

- 1. 途中は難しかったが、結論が新自由主義とは何ぞやを明確にしていて、まさに現代社会に通じる話となりとても面白かった。
- 2. 貧困問題の捉え方について。国が貧困問題を捉えるということが、貧者をうむという構造になっていることが示されているのではないか。
- 3. 同様に、福祉問題について。福祉制度があることで、弱者が生み出されているという構造が示されているということではないか。また、福祉と貧困が同様の枠組みで用いられる構造も示されている。貧困の原因として福祉などを位置付けているということか。
- 4. わからなかった点は、結局社会保障制度が経済政策であるか否かという議論は、どういう結末になっているのか。それとも、この議論の結果にかかわらず(否という場合でも)、新自由主義的政策が機能する道があることを示したかったのか。
- 5. ホームレス、生活保護、ニート、障害者の議論に共通する社会の眼差し「働かないくせに」「働かなくて生活できるのはいいな」は、巧妙な調整が行われた新自由主義的政策が背景にあることがわかった。
- 6. 不登校問題や発達障害の問題の表出の仕方にも、この議論は見出せるのでは。天才やギフテッドだったらむしろ「学校に行っていないのにすごい」となるのは、社会に有用である(=将来の稼ぎの見込みがある)という意味なのかもしれない。ここから、登校することや障害があることが、それぞれに絶対的な意味があるのではなく、新自由主義的政策に影響を受けて形成されているとも言えそうだ。
- 7. 第三世界、開発援助の問題も頭をよぎった。これは、ある国家内における世界地図が定めたグローバルな福祉なのかもしれない(全然違うかもしれない)。
- 8. 最後に、コロナの時に失業者への援助のしかたや、就職氷河期についても気になった。 可動的な人口は決まっているのではなく、誰でもその対象となりうるということなのだ ろうか。可動的な人口=不安定な人々=ほぼすべての国民?だが、そのリスクの大きさ は弱者(企業になれない人間、貧者)に偏るということなのかもしれない。